

前回の委員からのコメントに対する対応方針(案)

資料2

No.	委員名	コメント	対応方針(案)
1	栗野委員	<p>改定したガイドラインが、個社の取り組みを国際社会で発信できるようなものとして、国際社会や海外の機関投資家にもわかってもらえるようなものにしてほしい。そのため、パプコメを英語版でも受けれるようにしてはどうか。</p> <p>また英語が得意でない日本企業でも、海外に自社の強みを訴える際のサポートになるようなガイドラインであることをガイドラインの序文等で記載してはどうか。</p>	<p>主なガイドラインの使用は日本企業であり、パプコメは日本語のみで実施する。ガイドラインの英訳版を作成し、環境省のWebサイトで公表する。</p> <p>また、事業者が国際的に環境報告する際には、国際的なガイドラインや基準等と整合的なかたちで情報が発信されるように十分配慮する。</p>
2	水口委員	<p>ガイドラインの改定にあたっては、ESG報告全体の枠組みづくりを前提としているというが、ESG報告のフレームワーク自体がはっきりしていない。どのようなESG報告を想定しているのか。</p>	<p>ESG報告には、欧州のような制度的開示とGRIスタンダードのような任意開示があるが、どのような枠組みに対しても、共通する基本的な部分については、適合するようにガイドラインを作成する。</p>
3	水口委員	<p>論点整理にモジュール化の記載があるが、GRIガイドラインのモジュール化のようなものを意識しているのか、或いは単に本体と付属文書に分ける程度のものか。</p>	<p>モジュール化とは、後者の本体と付属文書に分けることを想定している。それによって、情報のアップデートが容易になると考えられる。</p>
4	富田委員	<p>報告書体系の中でガイドラインをどのように位置づけていくのか。</p> <p>環境報告ガイドラインは環境部が作成することを想定していると考えられるが、例えば、有価証券報告書や統合報告書、サステナビリティレポートが実務上存在しており、企業のなかでも作成部門が異なる。</p>	<p>作成部門にかかわらず、事業者が環境報告を行う際に使用できる、汎用的なガイドラインを目指す。</p>
5	富田委員	<p>日本ではガイドラインに”準拠”ではなく”参照”という取り扱いが多いという課題がある。この点をどのように担保するのか。</p>	<p>ガイドラインは環境報告の指針を提供するものであり、準拠という概念は現段階ではなじまないと考えられる。</p>
6	富田委員	<p>ガイドラインを国際的にいかに発信していくか。GRIは他のガイドラインとリンケージドキュメントのようなものをつかって、対象環境を明確にしている。日本固有の課題があれば発信することも考えられる。</p> <p>もし、改定ガイドラインとGRIスタンダードとの対照表を作成するのであれば、GRIと協力して作成していくべきである。</p>	<p>ガイドラインの英訳版を作成し、環境省のWebサイトで公表する。</p> <p>対照表をGRIと協力して作成することを検討する。なお、2012ガイドラインの検討においては、当時のGRIガイドラインと協力して対照表を作成した実績がある。</p>
7	後藤委員	<p>ガイドラインを取り巻く情勢は常に変化している。例えば、TCFDのファイナルレポートは適当な水準で取りまとめられている。改定ガイドラインの検討にあたっては、完璧を目指しすぎると完成が遅れる恐れがあるので、適切な着地点を見据えて、コンパクトに作成対応していった方がよいと考える。</p>	<p>そのように配慮していく。</p>

No.	委員名	コメント	対応方針(案)
8	水口委員	「まず、重要な…」という文の前に、()書きで、(報告すべき内容を考える際には)と入れてください。つまり、報告書の目次構成と、実際に報告書の内容を考える順番とは違うだろう、ということです。それにもかかわらず、目次構成が示されると、会社の事務局の人は個々の項目ごとにばらばらに記載事項を考える、ということになりがちだからです。	目次構成については、いただいたご意見を検討する。 ガバナンスも含めて、ガイドラインはインストラクションとしての役割を強く意識していきたい。
9	飯塚委員	従来ガバナンスとは環境関連のガバナンスに絞って記載してきた。会社経営のガバナンスを入れると環境・CSR部門だけでは作成できなくなるだろう。今回の案は、どちらを想定しているのか。	持続可能な社会に移行する中で事業環境が大きく変質しているため、環境のみのガバナンスと企業経営全般に亘るガバナンスは切り分けられず、一体であると考えられる。そのため、ガイドラインで取り扱うガバナンスは、経営者が持続可能な社会への移行にどのように対応するかについての記載を求めることとする。
10	後藤委員	(上記への追加コメントとして) 環境情報開示基盤整備事業でガバナンスの項目を記載している。そこでの内容は、環境に特化した内容のものとそうでないものがある。これらの例から、必ずしも会社全体のガバナンスまたは環境に特化したガバナンスというように、明確に分けられないと考えられる。	
11	飯塚委員	ステークホルダーの中でも投資家に特に配慮することとされている。しかしながら、長期ビジョンをあまり考慮しない短期志向の投資家もいれば、事業者としては投資家に報告することのみが事業目的というわけではない。 したがって、環境部門で完結するようなガイドラインとする方が実務上は適しているのではないか。あるいはIRと経営企画部等を巻き込んでいかなければいけないという強いガイドラインにするかのいずれかである。	ガイドラインで想定する投資家は、事業者の持続可能な成長にとって大きな影響がある事項についてのESG報告を求める、中長期視点の機関投資家である。 持続可能な社会へ移行を目指す国際的枠組み実現に向け、事業環境が構造的に大きく変化しており、事業活動の環境・社会に対する重大な影響を明らかにし、そのリスクと機会の財務的影響を開示していく必要があり、環境部門のみならず、IRや経営企画部等も含めて検討する事項を記載することが想定される。
12	藤原委員	構成要素には賛成であるが、ビジネスモデル、ありたい姿、社会課題、解決方法の順の方が分かりやすい。 具体的な情報開示のレベルについては重要性にポイントを置いて開示するのか、詳細な情報を開示することを想定しているのか。 例えば、われわれの情報開示のやり方は、本文では環境取り組みの大きなストーリーを提供し、巻末に詳細な数値データを提供するように分けている。	構成要素の順番については、その通りに検討する。 論点整理に従って、重要性を強く意識していく。定量的な数値データについても、重要な環境課題に関連する場合には、事業者の対策の進捗を把握するために必要なデータであるため、記載を求めることとする。
13	橘高委員	実務上は、先進企業であれば、GRIスタンダードなど用いることが多く、必ずしも環境報告ガイドラインによっていない。むしろ、中小企業の方が環境報告ガイドラインを使用すると考えられる。したがって中小企業の経営者が、持続可能な社会にどう対応していくのかを考えるきっかけとなるように、求められるガバナンスの意味をよりわかりやすく解説することが望ましい。	ガバナンスについては、付属文書においてその意味をわかりやすく解説する。なお、改定ガイドラインでは、中堅規模以下の上場企業に十分に配慮することとする。

No.	委員名	コメント	対応方針(案)
14	松川委員	<p>グローバルな長期視点の投資家(年金基金のユニバーサルオーナーなど)は、サステナビリティの全体像であり、長期的なビジョン、シナリオを求めている。</p> <p>一方で、詳細なデータは、投資のポートフォリオを管理するために有用である。</p> <p>例えば、詳細なデータだけでなく、ガバナンスやシナリオ分析への取り組み度合い等も総合的に定量的な評価(スコア化)をしてレーティングし、投資インデックスを用いる方法もあれば、経営者とエンゲージメントをしたいというアナリストもいる。</p> <p>したがって、ガイドラインは原則主義で、グローバルの方向にあった内容とし、詳しい解説はモジュール化していくことが適当である。</p>	<p>ガイドラインはグローバルな動向を意識して改定する。</p> <p>モジュール化については、ガイドライン本体と付属文書という構成とする。</p>
15	富田委員	<p>(資料5)の「ガイドラインの要素案」における「重要な環境課題への組織的対応」の部分について、経営責任者のコミットメントから長期ビジョンまでの上位概念の部分と、重要な環境課題から戦略達成の進捗度管理までの部分(例えば「重要な環境課題の特定と対応戦略」との2つに分割する構成の方が、わかりやすい流れとなる。</p> <p>(資料5)の「重要な環境課題」のマテリアリティについて、「事業者自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる」では、恣意性が大きすぎる可能性がある。</p> <p>環境課題として、環境インパクト、環境影響の大きさを考慮することを明示すべきではないか。</p>	<p>その通りに、構成案を検討する。</p> <p>グローバルスタンダードと整合的でないものとはならないようにする。</p>
16	栗野委員	<p>経営者のコミットメントは冒頭の諸言ではなく、データの責任者として、あるいは重要な環境戦略の決定における一連の流れのすべてをコミットメントすべきである。</p> <p>例えば(資料5)の「重要な環境課題への組織的対応」という表現では、経営者のコミットメントの大切さを、安易に誤解させる恐れがあるのではないか。「組織的」を廃して、コンセプトを明確に伝えるワード(例:企業経営における重要な環境課題への取り組み)を検討するとともに、ガイドライン本体や付属文書でコミットメントの意味を付属文書すべきである。</p> <p>必要な記載項目について、環境情報開示基盤整備事業と整合性を図るべきである。</p> <p>環境報告では期待されていない記載についても付属文書で記載することが望まれる。</p>	<p>重要な環境戦略の決定プロセスにおいても、経営者の責任について記載する。</p> <p>「重要な環境課題への組織的対応」における「組織的」というワードについて検討し、同箇所においても経営者の責任について記載する。</p> <p>その通りに、整合性を図る。</p> <p>その通りに、付属文書において検討する。</p>
17	魚住委員	<p>基本的には賛成である。</p> <p>海外の機関投資家だけがステークホルダーではないという意識はもっていただきたい。</p> <p>(資料5)P11の「ガイドライン改定の方向性」について、「大気環境、水環境、土壌環境等の保全等」は残すべきである。</p> <p>工場周辺住民等のニーズを考えれば、サイト単位のデータについても開示されることが望ましい。</p>	<p>論点整理に記載のとおり、投資家以外のステークホルダーにも配慮する。</p> <p>「大気環境、水環境、土壌環境等の保全等」はガイドライン本体に残す。</p> <p>サイト単位のデータについては、企業の重要性判断で開示した方が望ましいケースを付属文書に記載する。</p>

No.	委員名	コメント	対応方針(案)
18	米山委員	<p>日本独自の環境報告ガイドラインが求められていることを理解した。 改定ガイドラインに、グローバルスタンダードとの大きな相違点があるならば、その旨及びその相違が生じる理由を説明することがよい。</p>	<p>基本的にはグローバルスタンダードとの整合性を取ることとする。その上で日本固有の記載があれば、付属文書において説明する。</p>

【追加コメント 栗野委員】

新たな業績指標ができた場合にも対応できるよう、業績指標については付属文書に集約してはどうか。